



山形県公報

平成25年7月30日（火）
第2465号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…857
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁福祉課）…858
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…859
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同

### 公 告

- 平成25年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…860

## 告 示

### 山形県告示第711号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社紫苑             | トータル・ケア・しおん<br>新庄市金沢前野2018番地7号 | 福祉用具貸与   | 平成25. 7. 19 |
| 株式会社紫苑             | トータル・ケア・しおん<br>新庄市金沢前野2018番地7号 | 特定福祉用具販売 | 同           |

### 山形県告示第712号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類    | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------------|------------|-------------|
| 株式会社紫苑               | トータル・ケア・しおん<br>新庄市金沢前野2018番地7号 | 介護予防福祉用具貸与 | 平成25. 7. 19 |

|        |                                 |                  |   |
|--------|---------------------------------|------------------|---|
| 株式会社紫苑 | トータル・ケア・しおん<br>新庄市金沢前野2018番地 7号 | 介護予防特定福祉<br>用具販売 | 同 |
|--------|---------------------------------|------------------|---|

**山形県告示第713号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年 7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------------|---------|-------------|
| 合資会社金沢工場               | ミナミケアサービス<br>米沢市城南一丁目 4番18号 | 訪 問 介 護 | 平成25. 7. 15 |

**山形県告示第714号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年 7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------------|-----------------------------|----------|-------------|
| 合資会社金沢工場                 | ミナミケアサービス<br>米沢市城南一丁目 4番18号 | 介護予防訪問介護 | 平成25. 7. 15 |

**山形県告示第715号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年 7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|-------------------------------------|---------|-------------|
| 有限会社ワイエヌケー             | 庄内訪問介護事業所 きずな<br>東田川郡庄内町余目字猿田 7番地 2 | 訪 問 介 護 | 平成25. 7. 12 |

**山形県告示第716号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年 7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|-------------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社ワイエヌケー               | 庄内訪問介護事業所 きずな<br>東田川郡庄内町余目字猿田 7番地 2 | 介護予防訪問介護 | 平成25. 7. 12 |

**山形県告示第717号**

山形市沼の辺土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年7月22日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成25年8月6日から同年9月3日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第718号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成25年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-----------------------------|------|-------------------|-------------|
| 鶴岡市今泉字大久保414番から<br>同 1番64まで | 旧    | 14.6メートル<br>} 6.8 | 145<br>メートル |
| 同 上                         | 新    | 15.0メートル<br>} 8.2 | 同 上         |

**山形県告示第719号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年7月30日から同年8月12日まで縦覧に供する。

平成25年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 藤島由良線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市今泉字大久保414番から  
同 1番64まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月30日

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成25年 7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                       | 試験期日                                          | 試験の概要                        | 試験場の位置                |     | 試験場の名称           | 採用時期            |
|----------------|----------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|-----|------------------|-----------------|
| 自衛官候補生<br>(男子) | 平成25年 8月1日(木)から同年9月6日(金)まで | 平成25年 9月16日(月)又は同月17日(火)のうち指定する1日             | 筆記試験<br>適性検査                 | 試験期日が平成25年9月16日(月)の場合 | 山形市 | 山形大学小白川キャンパス     | 平成26年3月下旬又は4月上旬 |
|                |                            |                                               |                              |                       | 鶴岡市 | 山形大学鶴岡キャンパス      |                 |
|                |                            | 酒田市                                           | 山形県立産業技術短期大学校庄内校             |                       |     |                  |                 |
|                |                            |                                               |                              |                       | 新庄市 | 新庄市民プラザ          |                 |
|                |                            |                                               |                              |                       | 村山市 | 甕葉プラザ            |                 |
|                |                            |                                               |                              |                       | 南陽市 | 南陽市中央公民館(えくぼプラザ) |                 |
|                |                            |                                               |                              | 試験期日が平成25年9月17日(火)の場合 | 山形市 | 山形地方合同庁舎         |                 |
|                |                            |                                               |                              |                       | 東根市 | 陸上自衛隊神町駐屯地       |                 |
|                |                            | 平成25年 9月22日(日)又は同月24日(火)から同月26日(木)までのうち指定する1日 | 口述試験<br>身体検査                 |                       | 東根市 | 陸上自衛隊神町駐屯地       |                 |
| 自衛官候補生<br>(女子) | 平成25年 8月1日(木)から同年9月6日(金)まで | 平成25年 9月23日(月)                                | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 |                       | 東根市 | 陸上自衛隊神町駐屯地       |                 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。